

# 通学路の 交通安全対策 ハンドブック



令和5年4月  
堺市教育委員会

## ハンドブックについて

このハンドブックは、地域全体で連携・協働し、子どもたちの安全・安心な通学路環境を整えるために必要な情報をまとめたものです。保護者・PTA、地域自治会、学校等、通学路の安全に関わる全ての方々に参考にしていただける内容となっています。

## こんな時は、このページ！

### 通学路を点検する時、どこを見ればいいの？

通学路を点検する時の視点をまとめています。大人の視点だけでなく、子ども目線で通学路を点検することも大切です。

[P.4](#)

### 通学路上にある安全施設が破損している！

「安全施設」例えば、グリーンベルトが消えていたり、電柱巻き看板、横断防止柵、バリカーなどが、損傷したりしていたら、「道路等通報システム」（建設局LINE）を利用するか、教育委員会に通報してください。

[P.5](#)

### ここは危険！新たな安全対策が必要！

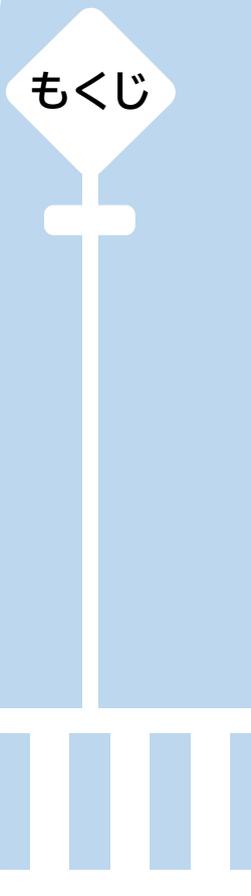
道路交通の状況が変わったり、通学路を変更したりしたことにより、新たな安全対策が必要な場合は、教育委員会に報告してください。状況に応じて関係者による合同点検を実施します。

[P.11](#)

### 通学路を新設・追加・変更したい！

学校は、住宅開発などで、新たに通学路を設定したり、道路交通の状況の変化等で、通学路を変更したりする場合は、教育委員会に報告します。

[P.12](#)



もくじ

- ① はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 安全・安心な通学路環境を整える・・・・・・・・ P 2
  - 通学路の安全確保への取組・・・・・・・・ P 2
  - 安全・安心な通学路環境の視点①・・・・・・・・ P 3
  - 安全・安心な通学路環境の視点②・・・・・・・・ P 3
  - 安全・安心な通学路環境の視点③・・・・・・・・ P 4
  - 安全・安心な通学路環境の視点④・・・・・・・・ P 4
  - 「道路等通報システム」・・・・・・・・ P 5
- ③ 通学路の交通安全対策を実施する・・・・・・・・ P 6
  - 学校による交通安全対策・・・・・・・・ P 6
  - 道路管理者による交通安全対策・・・・・・・・ P 7
  - 交通管理者による交通安全対策・・・・・・・・ P 8
- ④ 関係機関の連絡先・・・・・・・・ P 9
- ⑤ 資料・・・・・・・・ P 10
  - 堺市通学路交通安全プログラム・・・・・・・・ P 10
  - 「通学路」設定の視点・・・・・・・・ P 12
  - 通学路の安全確保のための方策・・・・・・・・ P 13
  - 通学路の安全確保に関する参考資料・情報  
・・・・・・・・ P 15

# ① はじめに

## 安全・安心な通学路の実現に向けて

- 堺市では、登下校中に交通事故に遭うケースは、年々、減少していますが、決して0になっているわけではありません。
- 子どもが交通事故に遭わないためには、子どもに対する交通安全教育、安全な道路環境の維持や必要に応じた整備、警察による交通指導や交通取締り等、関係機関で連携した取組が大切です。
- そして、交通事故や犯罪被害から子どもを守るためには、地域全体で登下校の見守り活動をするのが欠かせません。しかし、ボランティア活動者は近年減少してきており、今、みなさんの協力が求められています。

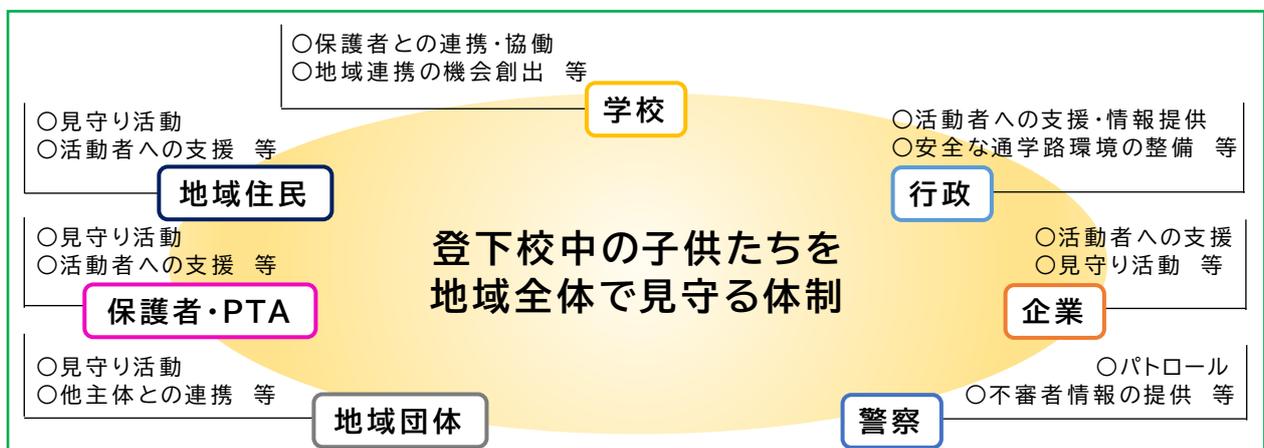
## 地域ぐるみの見守り活動が重要！

- 登下校時の見守り活動は、学校を中心に、保護者やPTA、地域住民、行政、警察、民間企業、地域団体等が一致団結して連携・協働し、地域全体で取り組むことが重要です。
- 一人一人ができる範囲で、子どもたちや地域へ目を向け、見守り活動を実施することで、犯罪や事故が起きにくい環境をつくることができます。
- 見守り活動については、文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」を参考にしてください。



[https://www.mext.go.jp/content/20210405-mxt\\_kyousei02-mext\\_01335\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210405-mxt_kyousei02-mext_01335_01.pdf)

文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」より



## ② 安全・安心な通学路環境を整える

### 通学路の安全確保への取組

○堺市教育委員会では、通学路における交通安全の確保について、学校や地域自治会からの要望を受け、建設局および教育委員会、警察など関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な歩行空間の確保に努めています。

○実施状況は、堺市ホームページ「通学路の安全確保への取組」からご覧いただけます。右のQRコードを読み取るか、下のホームページアドレスからご覧ください。



<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/yutakana/anzen/tuugakuro.html>

○通学路環境を整える基本の流れは、以下のようになります。

### 通学路の設定

学校は、実際に通学路の状況を把握して、交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、PTAや地域自治会等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定します。



### 通学路の点検・巡回

学校は、登下校中に限らず、通学路を点検・巡回しながら危険箇所を把握し、教育委員会に報告します。危険箇所の状況によって、次のように対応します。



#### 「道路等通報システム」で通報

防護柵や電柱巻き看板等の破損や劣化等の修繕、グリーンベルトや路面標示の塗り直しが必要な場合は、「道路等通報システム」（堺市建設局LINE）で通報ができます。



#### 関係者による合同点検の実施

住宅開発等による交通状況の変化や通学路の変更により新たな交通安全施設の設置や交通安全対策が必要な場合は、関係者による合同点検を実施します。

## 安全・安心な通学路環境の視点①(注意が必要な道路)

交通安全の観点で、特に以下のような道路に注意が必要です。

- 交通量の多い道路
- 歩車道の区別がない道路
- 路側帯が狭い道路
- 車両の走行スピードが速い道路
- 交通事故が頻繁に発生している道路

文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」より

## 安全・安心な通学路環境の視点②(注意が必要な場所の例)

場 所	状態（チェックポイント）
交差点	子どもの飛び出しなど、出会い頭の事故のおそれがある場所。
駐車場	駐車している車が死角となり、子どもたちが隠れてしまうため、目が届きにくくなる。また、犯罪を企てている者が身を潜めやすい場所。
路上駐車	路上駐車は、その車両を避けて車道を歩くことによる交通事故の発生や、車からの声かけ、車への連れ込みなどのおそれもあり、歩車道の区別がない通学路では特に危険な場所。
高架下・トンネル	特に夕方以降は暗くなるので注意が必要。周囲からの見通しが悪く、人の目が届きにくくなる場所。
(集合住宅等の)エントランスや階段	周囲からの死角となるほか、帰宅時の子どもが一人になる瞬間でもあり、犯罪を企てている者に狙われやすい場所。
建物裏	人通りのある大通りから見えにくいなど、建物裏は死角となり、人の目が届きにくくなる場所。
公園のトイレ	トイレの中はもちろん、トイレの裏側なども人の目が届きにくくなる場所。
ブロック塀	背の高いブロック塀は死角となり、子どもたちが周囲から見えにくくなる場所。また適切な管理がなされていない場合、倒壊することによるケガのおそれもある。さらに、落書きなどがあると、地域の不安感につながる。
空き家・空き地	人の目が少ないほか、建物は死角となる場所。また老朽化した建物が倒壊するおそれもある。
雑木林	人の目が届きにくい場所。一方、子どもにとっては遊び場として魅力的なので、興味本位で中に入ってしまう子どもに注意が必要。
田畑	農作業をしていない時間は人通りが少なく、人の目が少ない場所。また、ビニールハウスは周囲からの見通しも悪く、人の目が届きにくい場所。
生い茂った草木	通学路にはみ出した草木は安全な通行の妨げになる。
側溝・歩道段差	側溝蓋のズレや歩道の段差は安全な通行の妨げになる。子どもがつまづき、ケガをするおそれがある。

文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」より

### 安全・安心な通学路環境の視点③(子どもの行動・特性)

○子ども（特に低学年の子ども）は大人より視野が狭く、視点も低いため、大人と同じように危険を感じていないことがあることに留意しましょう。

子どもの行動・特性	注意事項（チェックポイント）
飛び出し	公園などからの急な飛び出しに注意が必要。 自転車・歩行者との出会い頭の衝突の危険がある。
急に走る	青信号に変わったときや踏切の遮断機が上がった途端に走り出す子どもに注意が必要。
広がって歩く	自転車などとの衝突の危険が高まる。また、他の歩行者や自転車の迷惑となるので注意が必要。

文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」より

### 安全・安心な通学路環境の視点④(安全施設の状況)

○通学路上に設置されている次の交通安全施設に、損傷や劣化等による修繕の必要がないか確認しましょう。

交通安全施設	状態（チェックポイント）
（車道）道路舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陥没しているところがないか</li> <li>・ 舗装割れ（ひび）がないか</li> <li>・ 路面標示（ライン等）が消えていないか</li> </ul>
（歩道）道路舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陥没しているところがないか</li> <li>・ 舗装割れ（ひび）がないか</li> <li>・ 点字ブロックが破損していないか</li> </ul>
側溝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロックが割れていないか</li> <li>・ 蓋の欠損・浮きがないか</li> </ul>
カーブミラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損していないか</li> <li>・ 角度調整が必要でないか</li> </ul>
標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損していないか</li> </ul>
（電柱）巻き看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損していないか</li> </ul>
防護柵・バリカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損していないか</li> </ul>
街路樹（樹木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倒木・枝が道を塞いでいないか</li> </ul>
歩道橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装割れ（ひび）がないか</li> </ul>
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラインが消えていないか</li> </ul>
停止線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「止まれ」の文字や停止線が消えていないか</li> </ul>

## 「道路等通報システム」(堺市建設局LINE)で危険箇所を通報

○堺市では、「LINE」を通じてスマートフォン等から、本市の管理する道路、公園、通学路の損傷情報をLINEのチャット上で簡単に通報できます。スマートフォンをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。

### 通報項目

#### 道路 施設

道路舗装（陥没、亀裂）、道路照明灯（不点灯、常点灯）  
カーブミラー（角度調整、破損）、防護柵・車線分離標・  
U字バリカー（破損・損傷）など

#### 公園 施設

園路・緑道舗装（陥没、亀裂）、公園照明灯（不点灯、常点灯）、  
遊具（破損・損傷）、樹木（倒木・垂れ枝など通行障害となるもの）、  
フェンス・柵（破損・損傷）、建築物（破損・損傷・漏水）など

#### 通学路

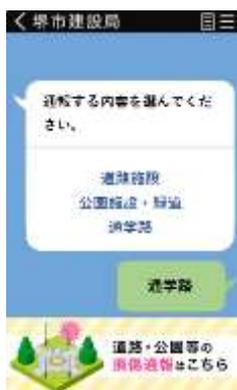
グリーンベルト（摩耗・消え）  
電柱巻き看板（破損・損傷）

### まずは友だち登録を！

ご利用いただく前に、右のQRコードを読み取るか、堺市建設局ID「@sakaikensetu」を検索し、友だち登録をお願いします。

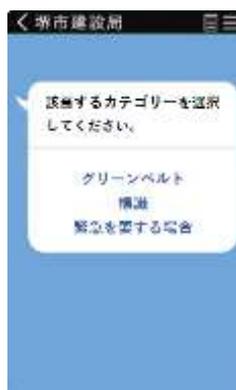


### 通報フロー簡単ステップ



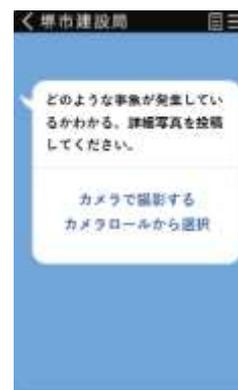
#### ステップ①

LINEより「堺市建設局」を選択し、スマートフォン下部にある「道路・公園等の損傷通報はこちら」をタップ。注意事項の内容に同意して、トーク画面から「通学路」カテゴリを選ぶ。



#### ステップ②

詳しい通報内容をリストから選ぶ。  
【選択リスト】  
・グリーンベルト  
・標識  
・緊急を要する場合



#### ステップ③

現場の目印となる画像、損傷箇所の画像、位置情報を提供いただき、最後に確認フォームで確認し、送信完了。

### ③ 通学路の交通安全対策を実施する

#### 学校による交通安全対策

○学校では、学習指導要領にも学校の教育活動全体を通じて、健康で安全な生活の実現をめざした教育の充実に努めることとあるように、学校安全計画に沿って、交通安全教育に取り組んでいます。

#### 登下校指導の実施

堺市では、地域自治会や警察の協力を得て、7月に登校指導、12月に下校指導を全小中学校で一斉に実施しています。他にも各学校において、集団下校指導等に取り組んでいます。

#### 交通安全教室の実施

警察の協力を得て、各小中学校において、「交通安全教室」を開催しています。ここでは例えば、低学年には安全な歩行、中・高学年には自転車の正しい乗り方等の交通安全教育に取り組んでいます。

交通安全教室の風景



大阪府警察本部 HP より

【交通安全教室の申込】  
自転車企画推進課交通安全係  
連絡先 228-7636



(申込先 URL) <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/kotsu/ankenkyoshitsu.html>

#### 「交通安全テスト」の活用

毎月、小・中学校で活用できる「交通安全テスト」が大阪府警察本部より発信されています。

#### 【内容】

- ・クイズ形式で、低学年、中学年、高学年、中学生別に作成しています。
- ・くわしい解説付き

#### テスト



#### 解説



※大阪府警察本部ホームページからご覧いただけます。

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/enzen/5/index.html>



## 道路管理者(地域整備事務所)による交通安全対策

○堺市が管理する道路に対して、交通安全対策を実施しています。設置する交通安全施設には、次のようなものがあります。

### 外側線(路側帯)・グリーンベルト



歩道のない道路で、外側線を引くことで路側帯をつくり、歩行空間を確保するもの。グリーンベルトとは、路側帯を緑色にカラー舗装することで、通学路であることを視覚的に運転者等に認識させ、注意を促すもの。



### 減速標示



視覚的に幅員を狭くすることによりスピード抑制を図るもの。

### 注意喚起の路面標示



多くの児童生徒の通行があることを注意喚起する路面標示。「学童注意」とび出し注意」など。

### 電柱巻き看板



多くの児童生徒の通行があることを注意喚起する電柱巻き看板。「学童多し注意」など。

### 路面シート



自転車の運転者に対して、安全運転を啓発する路面シート。

### 車線分離標



車両と歩行者の通行する場所を物理的に区分し、歩行空間を視覚的に強調するもの。

### 横断防止柵



高さ0.8m 道路横断を防止するための柵。

### 側溝の蓋



側溝に蓋をし、歩行空間を確保するもの。

交通安全施設の設置には、設置可能な道路幅員や道路構造であることを必要とします。また道路交通の観点から警察との協議を要する場合があります。

## 交通管理者(警察)による交通安全対策

○道路交通にかかわる交通安全対策を実施します。例えば、道路に対して、時間規制や方向規制、速度規制をかけたりまするものです。

### 信号機



信号機の設置の条件の1つとして、歩行者が安全に信号待ちをするための場所（滞留場所）が確保できること。他にも・車道幅員・交通量・隣接信号機との距離・信号柱の設置場所などの条件を満たす必要がある。

### 歩行者用信号機



### 横断歩道



歩行者がいる場合、車両は手前で一時停止し、その進路を妨害してはならない。

### 一時停止（止まれ）



必ず停止線の手前で完全に停止して、左右と前方の安全確認をしてから発進しなければならないもの。

### 駐停車禁止路側帯



車両の駐停車が禁止されている路側帯。

### 時間規制



「7時30分～8時30分」の時間帯は車両の通行禁止をする。※許可証は、警察署へ申請する必要がある。

### 方向規制



一方の方向のみ、車両の通行ができる規制。

### 速度規制



学校の周辺地域など、最高速度を〇〇キロ制限にする規制。

交通規制をかけることにより道路交通が制限されるため、地域住民へ負担を強いる可能性があります。交通規制には、地域住民の十分な理解が必要です。

## 4 関係機関の連絡先

### 堺市教育委員会(学務課)

通学路の安全に関すること (228-7485)

### 堺市自転車企画推進課(交通安全係)

「交通安全教室」の実施に関すること (228-7636)

### 道路管理者(地域整備事務所)と交通管理者(警察)

区	堺市地域整備事務所	警察署(交通課交通規制係)
堺区	西部地域整備事務所 (223-1600)	堺警察署 (223-1234)
西区		西堺警察署 (274-1234)
中区	南部地域整備事務所 (298-6572)	中堺警察署 (242-1234)
南区		南堺警察署 (291-1234)
北区	北部地域整備事務所 (258-6782)	北堺警察署 (250-1234)
東区		黒山警察署 (362-1234)
美原区		

### 公園事務所(公園や緑道)

区	堺市公園事務所
堺区	大浜公園事務所 (232-1489) ※大仙公園計画区域を除く
北区	
西区	
大仙公園計画区域	大仙公園事務所 (241-0291)
中区	原池公園事務所 (276-6818)
東区	
美原区	
南区	泉ヶ丘公園事務所 (291-1800)

## 5 資料

### 堺市通学路交通安全プログラム(基本方針)

○堺市では、通学路における交通安全の確保について、20年以上前から、学校や地域、教育委員会、警察、道路管理者等と連携して、ソフト対策とハード対策の両面から取り組んできました。平成24年度の全国で一斉に実施された通学路の緊急合同点検を機に、通学路の安全確保への取組のより効果的な推進を図るため、平成27年10月に取組の基本方針となる「堺市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

このプログラムに基づき、交通安全対策を実施しています。

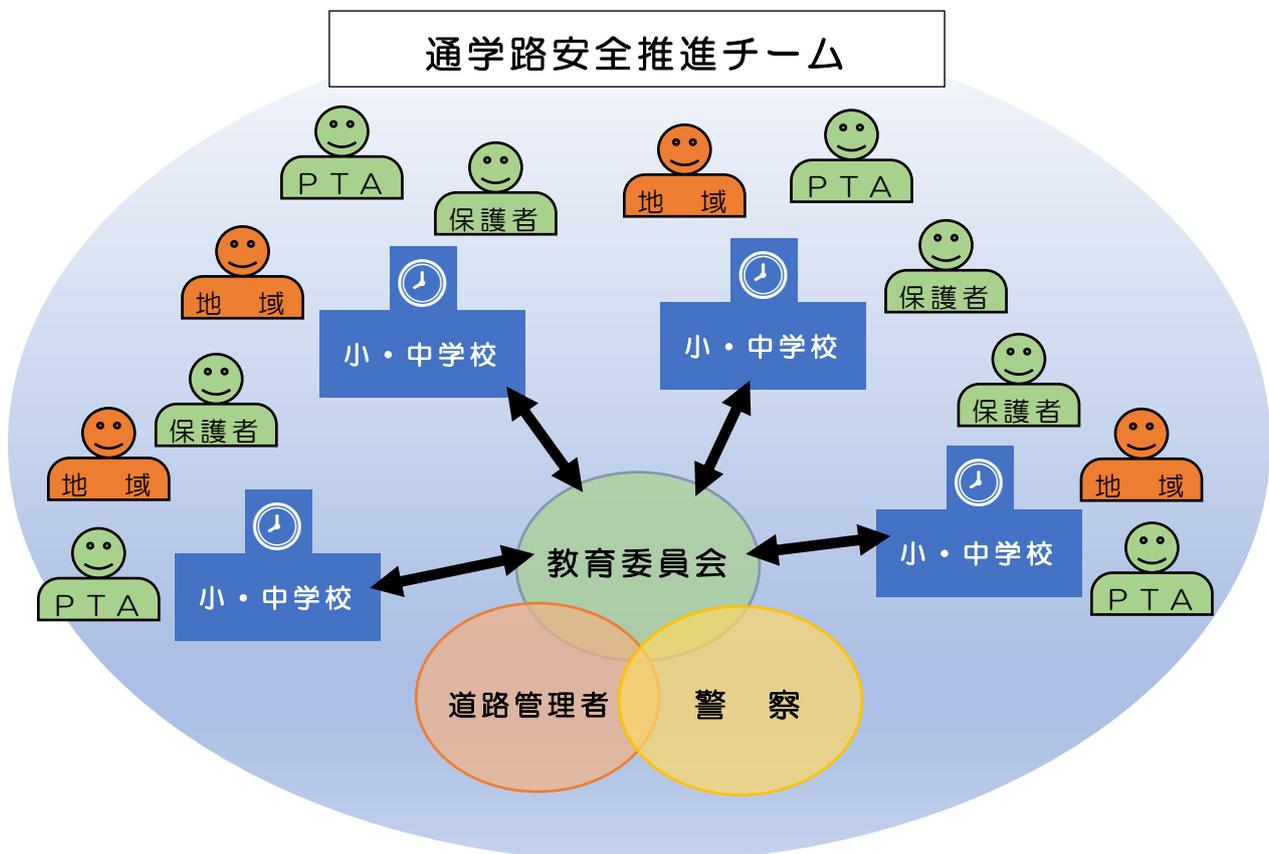


<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/yutakana/anzen/tuugakuro.files/annzenpuroguramu.pdf>

#### 推進体制

小学校区ごとに下記の構成メンバーで連携した通学路の安全確保に取り組めます。(以下、「通学路安全推進チーム」という。)

教育委員会 学校 地域自治会  
所轄警察（堺、西堺、中堺、南堺、北堺、黒山警察署）  
道路管理者（堺市建設局土木部 地域整備事務所）  
※国道については国土交通省大阪国道事務所

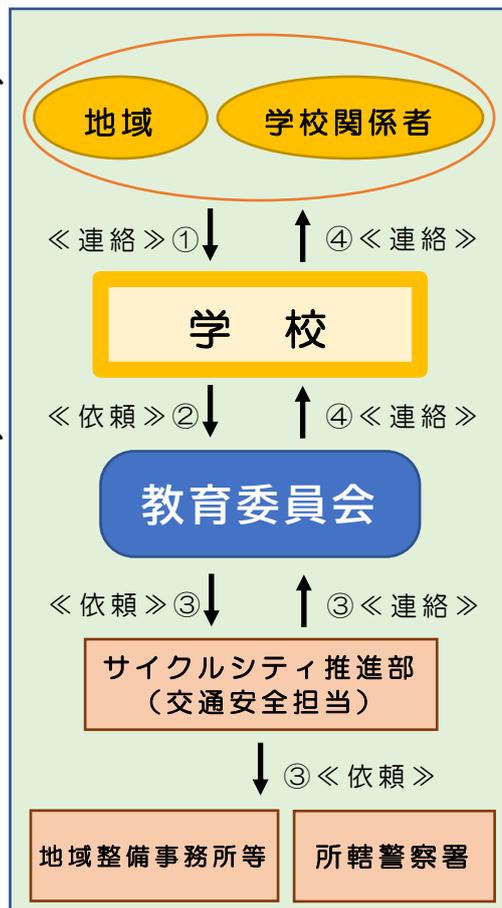


## 交通安全点検の流れ

通学路の危険箇所について、学校から報告を受けた教育委員会は関係機関と連携して通学路安全推進チームで交通安全点検を実施し、対策を講じています。

### 合同点検日の決定まで

- ①学校関係者や保護者・PTA、地域自治会等は、発見した通学路の危険箇所に対し、対策が必要な場合は学校へ連絡します。
- ②学校は、学校関係者や保護者・PTA、地域自治会等からの要望等により危険箇所を把握し、教育委員会へ合同点検の依頼をします。
- ③教育委員会は、学校からの依頼を整理し、本市の交通安全担当である「サイクルシティ推進部（交通安全担当）」を經由し、道路管理者である地域整備事務所等、所轄警察署へ合同点検を依頼します。その後、地域整備事務所等、所轄警察署と調整の上、点検日を決定し、サイクルシティ推進部（交通安全担当）より教育委員会へ連絡します。
- ④教育委員会は、学校へ合同点検日を連絡し、その連絡を受けた学校は要望者へ連絡します。



関係者合同での現地確認風景

### 同点検の実施

- 学校と地域自治会、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署が集まり、現地で対策内容を検討、決定します。
- 決定した対策内容について、学校は、整備依頼書を教育委員会へ提出します。
- 教育委員会は、地域整備事務所・所轄警察署へ整備依頼書を提出します。
- 地域整備事務所・所轄警察署は、交通安全対策を実施します。

## 「通学路」設定の視点

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

観 点	項 目
交 通 安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路横断の回数が少ない。</li> <li>・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしている。</li> <li>・横断箇所に駐車車両や渋滞車両がない。</li> <li>・できるだけ歩車道の区別がある。</li> <li>・歩車道の区別がない場合、交通量（自転車も含む）が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い（通行する児童生徒等と車両が接近する）などの道路は避ける。</li> <li>・遮断機のない無人踏切を避ける。</li> <li>・見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける。</li> <li>・沿道施設へ出入りする車両が、歩道や路側帯を横切る箇所はできるだけ避ける。</li> <li>・交通事故が頻繁に発生している道路、重大な交通事故の発生が想定される道路や交差点は避ける。</li> <li>・ガードレールが未整備の歩道は避ける。</li> <li>・交差点で右折する自動車、左折する自動車に歩行者が巻き込まれないよう、右折・左折専用の信号機が設置されている。</li> <li>・登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける。</li> <li>・安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける。</li> <li>・歩車道の区別がなく、時間帯、天候などにより駐車車両の縦列が予想される道路は避ける。</li> </ul>
生 活 安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に不審者が出没した箇所、あるいはその可能性が高い箇所は避ける。</li> <li>・人通りの少ない、街路灯が設置されていない道路は避ける。</li> <li>・近くに廃屋がある、不審な駐車車両が頻繁に停車している道路は避ける。</li> <li>・警察や地域住民等から、犯罪が起こる可能性が高いと指摘された箇所は避ける。</li> <li>・緊急時に児童生徒等が駆け込める「子供 110 番の家」「コンビニエンスストア」等が複数存在する道路を選ぶ。</li> <li>・防犯カメラなど防犯設備が整備された道路を選ぶ。</li> <li>・地下道は避ける。</li> <li>・季節の変化により植物等が繁茂することで死角が発生する可能性の高い箇所は避ける。</li> </ul>
災 害 安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨時に氾濫が想定されている河川や用水路沿いの道路は避ける。</li> <li>・地震発生時に、ブロック塀の倒壊、外壁の落下等が想定される道路は避ける。</li> <li>・大雨や地震発生時に、土砂崩れ等の災害が想定されている箇所は避ける。</li> <li>・その他、災害発生時に被害が想定される箇所は避ける。</li> </ul>

## 通学路の安全確保のための方策

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

対象	項目
全てにかかわる方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等一人一人の通学方法を把握する。</li> <li>・集団登下校における集合場所の危険性を日常的に確認する。</li> <li>・集団で登下校する適切な人数構成などについて、児童生徒等や地域の実態を踏まえ年度が始まる前に協議する。</li> <li>・学校行事や部活動等で登下校の時刻が変更された場合、見守り体制の連携など保護者、地域と情報共有するなど児童生徒等の安全確保（交通事情や防犯等への配慮）について慎重に検討する。</li> <li>・関係機関、専門家、保護者、地域関係者等が加わる地域の連携の場（通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会など）を設置し、通学路の安全性を点検し、改善方法を協議する組織体制を整える。</li> <li>・定期的に、あるいは必要に応じて（障害物の放置、工事状況、催し物の実施等）、通学路を実際に歩くことで点検をする。</li> <li>・交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定）について事前に協議する。</li> <li>・交通安全、防犯、防災の視点から、通学路の危険箇所を抽出する。その際、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報や、過去の事件事故災害等の情報を参考にする。</li> <li>・教職員、児童生徒等、保護者、地域関係者が協力して、危険箇所を示したハザードマップを作成し、安全管理・安全教育に活用する。</li> <li>・危険箇所の具体的な状況を分析することで、事件・事故、災害により起こり得る被害を想定し、関係行政機関を含め関係者間で情報共有するとともに改善方策を提案する。</li> <li>・危険箇所の分析に基づき、又は児童生徒等の実情に応じて、通学路の変更等の対応をとる。</li> <li>・必要に応じて、児童生徒等へ登下校の指導を行い、注意を喚起する。</li> <li>・危険箇所については、保護者へ情報提供するとともに、児童生徒等にも周知する。</li> <li>・特に危険な箇所では、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等による誘導、指示、巡回を行うとともに、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。</li> <li>・児童生徒等に対して自己管理の下、安全に行動することを周知徹底する</li> <li>・就学初年度早期に交通安全に関わる指導を実践する。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交通安全に関わる方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通学路の標示や標識、注意喚起や安全行動を促す標示類を適切な箇所に設置する。</li> <li>• 場所や状況により交通規制を要請する。</li> <li>• 道路の新設等で、通学環境が変わる場合、事前に交通事故の危険性をアセスメントし、対応策を講じる。</li> <li>• 警察からの交通事故に関する情報（発生箇所、事故状況など）を適宜入手し、安全管理・安全教育に活用する。</li> <li>• 定期的に児童生徒等の通学の様子を観察し、環境改善や安全指導上の課題を抽出する。</li> <li>• 万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の危機管理体制を整えておく。</li> <li>• 万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の対処について、児童生徒等に対して指導する（警察への通報、相手車両ナンバーの把握など）。</li> <li>• 自家用車で子供を送迎する保護者へ、児童生徒等の安全確保について協力を依頼する。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防犯に関わる方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登下校時の緊急の際の避難場所となる「子供 110 番の家」等の役割や場所について児童生徒等へ事前に周知する。</li> <li>• 登下校時等の緊急事態発生 of 具体的な対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）について、児童生徒等に指導する。</li> <li>• 不審者情報が入った場合は、早急に関係者間で共有するとともに、保護者や児童生徒等に対しても情報を周知する。</li> <li>• 防犯上の緊急事態が発生した場合の登下校の対応について、危機管理体制を整えておく。</li> <li>• スクールバス利用時も家からバス停までの区間（一人になる場面）の安全についても確認する。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防災に関わる方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気象情報や災害情報を入手する。</li> <li>• 地震、津波、大雨（雪）、洪水、土砂崩れ、噴火などによる災害発生時の登下校の状況に応じた対応（臨時休校、保護者の同伴登下校、教職員の引率、登下校時刻や通学順路の変更など）について、危機管理体制を整えておく。</li> <li>• ハザードマップを参考に、通学路の防災上の危険箇所を把握しておき、緊急時の登下校の判断、引渡し、バス送迎等の対応について体制を整えておく。</li> <li>• 登下校中に大地震が発生した場合の適切な対応について、事前にシミュレーションするなどして児童生徒等と確認しておく。</li> </ul>

## 通学路の安全確保に関する参考資料・情報

○文部科学省「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」

[https://www.mext.go.jp/content/20210405-mxt\\_kyousei02-mext\\_01335\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210405-mxt_kyousei02-mext_01335_01.pdf)



○文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf)



○大阪府警察本部ホームページ「交通情報」

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/index.html>



○警察庁ホームページ「横断歩道は歩行者優先です」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/oudanhodou/info.html>



○内閣府ホームページ「交通安全対策」

<https://www8.cao.go.jp/koutu/index.html>



○国土交通省「生活道路の交通安全対策ポータル」

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/anzen.html>



○堺市ホームページ「通学路の安全確保への取組」

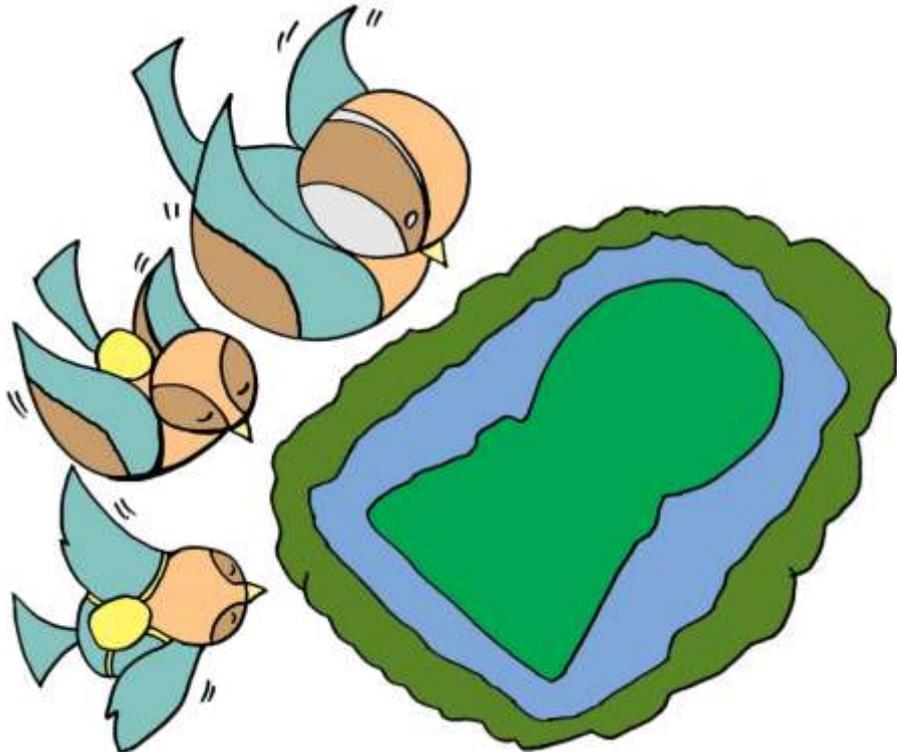
<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/yutakana/anzen/tuugakuro.html>



○堺市ホームページ「交通安全教室を実施しています」

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/kotsu/anzenkyoshitsu.html>





発行日：令和5年4月

発行元：堺市教育委員会事務局学校管理部学務課